

## 平成25年度弁理士試験論文式筆記試験問題

## 〔国際私法〕

わが国の株式市場の分析調査や情報サービスの提供等を目的とする日本法人であるP株式会社は、A国法人であるQ会社との間で、PがQに対してわが国の株式市場に関する情報を提供し、それに対してQが対価を支払う旨の本件契約を締結した。本件契約の契約書はA国の言語で作成され、そこでは、PのQに対する情報提供はA国の言語でなされるべきこと、QはA国の通貨により定められた対価をPが日本国内に有する銀行口座に振り込むことで対価を支払うべきことなどが規定されていた。

以上の事実関係を前提に、下記の設問に答えよ。

- (1) Pの情報提供に対し、Qが期日までに対価を支払わなかった。そこでPはQに対して対価の支払いを求めてわが国の裁判所に訴えを提起した。わが国の裁判所はPの本件訴えについて国際裁判管轄を有するか。なお、本件契約においては紛争解決に関する条項は置かれていないものとする。
- (2) 上記(1)において、わが国の国際裁判管轄が認められた場合、Pの請求の可否はいかなる法によって判断されるか。なお、本件契約においては準拠法の定めは置かれていないものとする。
- (3) 本件契約においてはA国法が準拠法として指定されていたとする。QはPへの対価の支払いを他社の支払いと取り違え、10倍を超す金銭をPの日本の口座に振り込んでしまった。しかし、Pはなかなか返金に応じない。QがPに対して不当利得返還請求をする場合、Qの請求はいかなる法によって判断されるか。

【100点】